

国立大学法人東京農工大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当については、その者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減する事ができる事としている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。 ・実施期間：平成24年7月～平成26年3月 ・俸給表関係の措置の内容：▲9.77% ・諸手当関係の措置の内容：地域手当(▲9.77%)、期末特別手当(▲9.77%)
理事	同上
監事(非常勤)	特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。 ・実施期間：平成24年7月～平成26年3月 ・非常勤役員手当：▲9.77%

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,645	千円 10,942	千円 4,389	千円 1,313 (地域手当)			
A理事	千円 14,108	千円 9,274	千円 3,720	千円 1,112 (地域手当)			
B理事	千円 14,312	千円 9,274	千円 3,720	千円 1,112 (地域手当) 204 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 14,348	千円 9,274	千円 3,720	千円 1,112 (地域手当) 240 (通勤手当)		3月31日	
D理事	千円 13,359	千円 8,629	千円 3,461	千円 1,035 (地域手当) 233 (通勤手当)			◇
A監事 (非常勤)	千円 2,780	千円 2,780	千円 0	千円 0			※
B監事 (非常勤)	千円 2,780	千円 2,780	千円 0	千円 0		3月31日	※

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
A理事	千円	年	月			該当者なし	
A監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

全学的・中長期的な見地に立って毎年度作成する「全学採用計画」に基づき教職員の人件費管理を行っている。当面は、平成23年度で終了した総人件費改革の実行計画を踏襲し、定年退職者の後任補充を抑制する事により人件費の削減を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に適用される一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法等を参考とし、国家公務員の給与水準に準じて決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給・昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、本学の人事評価制度による評価の結果等を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (査定分)	毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、昇給する号俸数(0から8号俸)を決定する。
俸給月額 (昇格・降格)	昇格:従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務成績が不良な場合等は、下記の級に決定する事ができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて成績率を決定する。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

- ・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:教育職2級以下(▲4.77%)、3級～4級(▲7.77%)、5級(▲9.77%)、一般職(一)2級以下(▲4.77%)、3級～6級(7.77%)、7級以上(▲9.77%)、一般職(二)3級以下(▲4.77%)、4級以上(▲7.77%)、医療職2級以下(▲4.77%)、3級以上(▲7.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容:管理職手当(▲10%)、期末手当及び勤勉手当(▲9.77%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況(年俸制適用者以外の職員)

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 529	歳 47	千円 7,739	千円 5,742	千円 102	千円 1,997
事務・技術	人 174	歳 42.2	千円 5,704	千円 4,312	千円 108	千円 1,392
教育職種 (大学教員)	人 352	歳 49.5	千円 8,772	千円 6,467	千円 99	千円 2,305
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 3	歳 38.5	千円 4,587	千円 3,598	千円 97	千円 989

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	46	41.3	5,098	3,887	103	1,211
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	50.3	4,223	3,184	110	1,039
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	34	39.7	5,488	4,186	96	1,302
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	37.8	3,535	2,757	147	778

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員及び再任用職員については該当者がいないため省略。

注3:「技能・労務職種」とは、林業作業等の技能的業務に従事する職員を示す。

職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				千円	千円	
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	18	43.1	7,078	7,078	98	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (外国人語学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
その他教育職種 (年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	38.1	6,734	6,734	60	0
その他事務・技術 (年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	53.2	5,856	5,856	127	0
その他URA (年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	44.1	8,055	8,055	165	0

注1:常勤職員の教育職種(大学教員)及び非常勤職員の教育職種(外国人語学教員)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

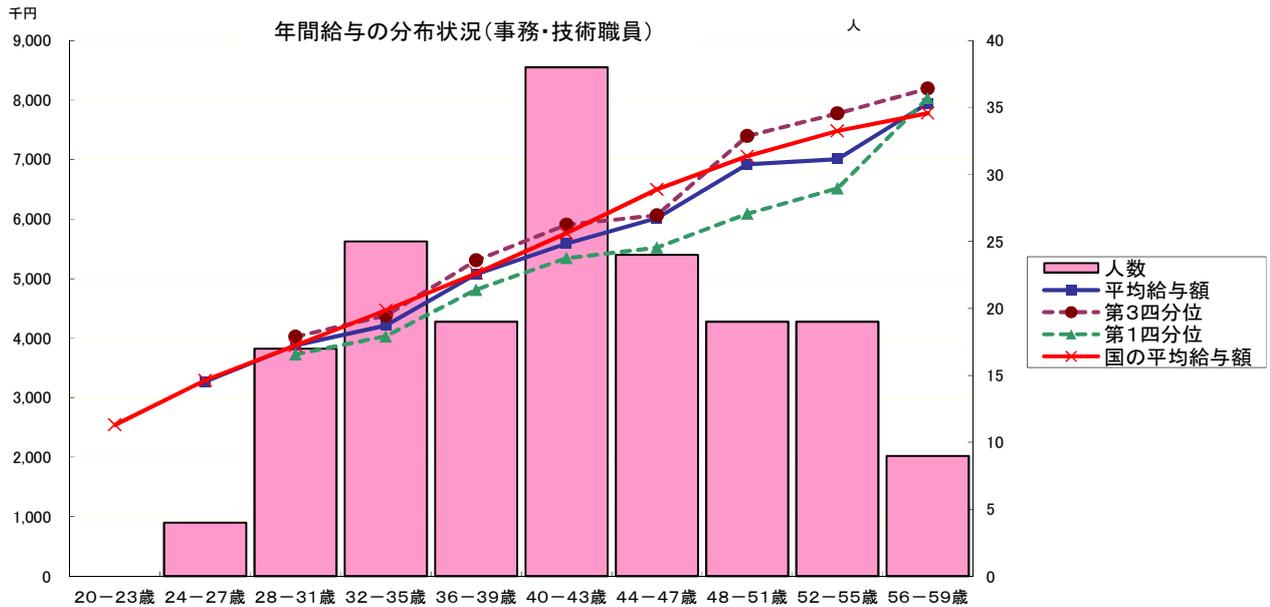
注2:教育職種(外国人語学教員)とは、外国語を母語とし、外国語科目を担当させることができる高度の専門的学識及び技能を有する教員を示す。

注3:その他教育職種(年俸制)とは、競争的資金等により雇用される年俸制の特任教員等を示す。

注4:その他事務・技術(年俸制)とは、競争的資金等により雇用される年俸制の職員等を示す。

注5:その他URA(年俸制)とは、競争的資金等により雇用される年俸制のリサーチ・アドミニストレーターを示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))



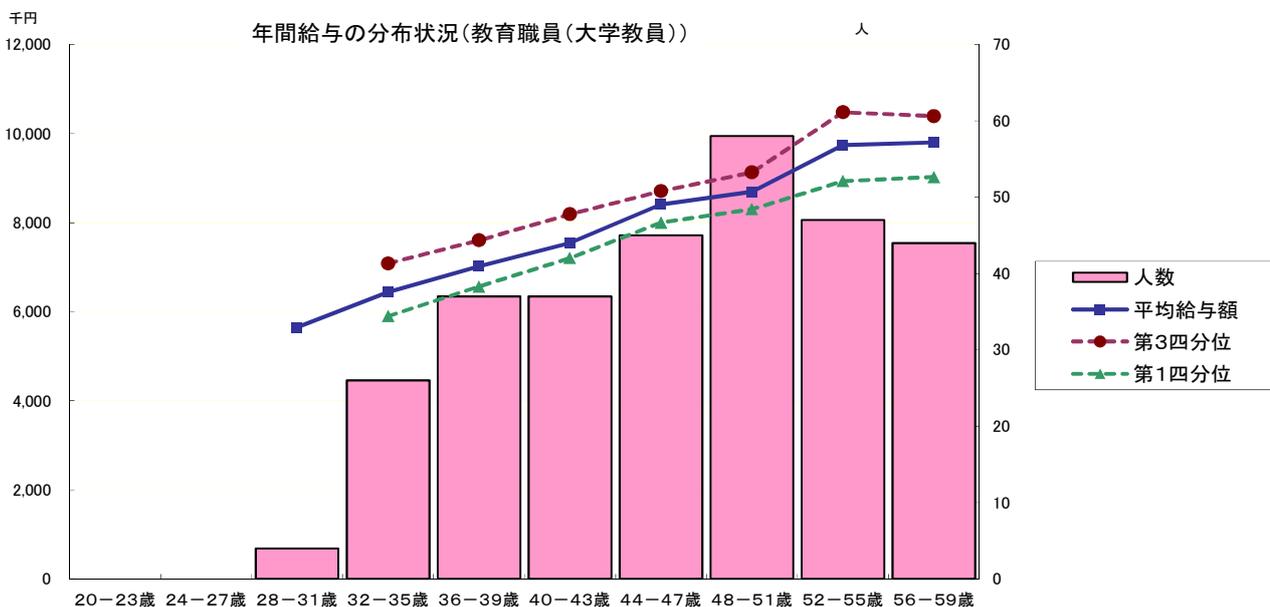
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注1:年齢24～27歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位						
部長	3	52.5		9,959		
課長	16	52.2	7,776	8,017	8,207	
課長補佐	18	51.9	6,562	6,907	7,297	
係長	83	43.5	5,328	5,636	5,988	
主任	15	38.9	4,186	4,624	5,179	
係員	39	31.5	3,725	3,950	4,244	

注:部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	143	57.0	9,640	10,219	10,682
准教授	141	45.6	7,752	8,167	8,628
講師	16	40.8	6,627	7,092	7,418
助教	49	41.7	5,884	6,322	6,709
教務職員	3	42.5		5,533	

注:教務職員の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	部長	課長	課長	課長補佐	係長	主任	係員
人員(割合)	174人	1人 (0.6%)	2人 (1.1%)	8人 (4.6%)	11人 (6.3%)	18人 (10.3%)	84人 (48.3%)	43人 (24.7%)	7人 (4.0%)
年齢(最高～最低)		}	}	58歳 44歳	57歳 42歳	55歳 47歳	56歳 35歳	43歳 28歳	40歳 24歳
所定内給与年額(最高～最低)		}	}	6,428千円 6,036千円	6,170千円 4,956千円	5,765千円 4,538千円	4,874千円 3,383千円	3,758千円 2,654千円	2,827千円 2,423千円
年間給与額(最高～最低)		}	}	8,618千円 8,035千円	8,092千円 6,786千円	7,664千円 6,116千円	6,500千円 4,457千円	4,844千円 3,512千円	3,647千円 3,204千円

注:8級及び7級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教・助手	教務職員
人員(割合)	352人	143人 (40.6%)	141人 (40.1%)	16人 (4.5%)	49人 (13.9%)	3人 (0.9%)
年齢(最高～最低)		64歳 45歳	64歳 32歳	51歳 34歳	63歳 30歳	48歳 37歳
所定内給与年額(最高～最低)		9,652千円 6,027千円	7,099千円 4,828千円	5,850千円 4,445千円	5,865千円 3,768千円	4,572千円 3,978千円
年間給与額(最高～最低)		13,282千円 8,375千円	9,367千円 6,390千円	7,887千円 6,075千円	7,735千円 4,855千円	5,971千円 5,291千円

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.6	% 65.1	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.4	% 34.9	% 36.2
	最高～最低	% 44.3～32.7	% 44.7～30.1	% 44.4～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 66.9	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 33.1	% 34.3
	最高～最低	% 42.2～30.8	% 39.4～28.4	% 38.9～29.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 65.7	% 64.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 34.3	% 35.7
	最高～最低	% 42.0～32.9	% 39.4～30.8	% 40.4～32.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.1	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 32.9	% 34.2
	最高～最低	% 45.2～28.1	% 41.8～30.1	% 43.5～29.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

96.5

対他の国立大学法人等

105.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

104.7

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 96.5		
	参考	地域勘案	98.4
		学歴勘案	95.7
		地域・学歴勘案	98.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 57% (国からの財政支出額 8,302,000千円、支出予算の総額 14,329,000千円:平成24年度予算) 【検証結果】 本学の対国家公務員指数及び参考指数(地域勘案、学歴勘案及び地域・学歴勘案)は全て100未満であることから、給与水準は適切であると考えられる。		
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努める。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指数 105.9

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である

III 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,792,887	5,039,481	△ 246,594	(△4.9%)	△ 216,972	(△4.3%)
退職手当支給額 (B)	629,210	581,913	47,297	(8.1%)	153,267	(32.2%)
非常勤役職員等給与 (C)	1,472,042	1,420,145	51,897	(3.7%)	-112,632	(△7.1%)
福利厚生費 (D)	780,123	790,027	△ 9,904	(△1.3%)	21,697	(2.9%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	7,674,262	7,831,566	△ 157,304	(△2.0%)	-154,640	(△2.0%)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度比に関し参考となる事項

給与、報酬等支給総額は前年度の比べ4.9減となっているが、これは平成19年度以降、定年退職者の後任補充を抑制していること及び特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、平成24年7月から国と同様の措置の実施(俸給月額削減率についても国と同様に最大▲9.77%実施)によるものと考えられる。削減額は事務・技術:64,822千円、教育職員(大学教員):203,482千円、役員:5,226千円。

最広義人件費は前年度と比べ2.0減となっているが、これも上記と同様に特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、平成24年7月から国と同様の措置の実施(俸給月額削減率についても国と同様に最大▲9.77%実施)によるものと考えられる。

②「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき講じた措置

退職手当支給額は前年度の比べ8.1増となっているが、これは定年退職者の増に伴う退職手当額の増加によるものと考えられる。

本学では、上記閣議決定に基づき、平成25年2月から国と同様の改正を実施(退職理由及び勤続年数にかかわらず調整率を98/100)している。削減額は事務・技術:3,928千円、教育職員(大学教員):27,533千円。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年2月から以下の措置を講ずることとした。

役員及び職員に関する講じた措置の概要:国と同様の改正を実施(現行の調整率104/100を段階的に引き下げる)。